

佐 介 第 8 5 1 号  
令 和 2 年 1 月 8 日

佐倉市指定地域密着型介護事業所  
指定居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター 管理者様

佐倉市福祉部長 丸島 正彦

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の再徹底について（通知）

平素より佐倉市の介護保険事務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策に努めていただいているところですが、引き続き感染が拡大しており、再度千葉県を含めた1都3県に緊急事態宣言が発出されるなど、非常に憂慮すべき状況にあります。

一方で、高齢者施設等については、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、事業の制限等の要請を行わないこととされています。

以上を踏まえまして、各事業所の管理者におかれましては、換気や手指及び備品の消毒などと併せて改めて次の事項を徹底いただくとともに、事業所の職員全員に共有いただくようお願いいたします。

- ・職員や入所者（入居者・利用者）については、不要不急の外出を控えること。他事業所と兼務している職員や複数の事業所を利用する利用者については、特に日頃の健康管理を徹底すること。
- ・職員・利用者及びその家族・同居者が体調不良の場合は自宅待機とすること。
- ・業務時間、業務時間外も含め、「3つの密」（密閉・密集・密接）が生じる場所を避けること。マスクの着用を徹底するとともに、マスクを外しての会話は慎むこと。

【問い合わせ】

福祉部介護保険課 介護給付班

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

TEL : 043-484-6174（直通）

FAX : 043-481-2503

メール : kaigo@city.sakura.lg.jp